

各区が行っている水便関係の助成金制度（令和6年度）

- ・ 水洗便所助成・私道排水設備助成 の制度を行っている区の一覧です。
- ・ここには基本的な条件のみを表記しています。詳細は各区役所へお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日現在

区名	対象	主な条件	助成額	特記事項
		問い合わせ先	電話番号	内線
千代田	私道排水	改修 幅員1.5m以上、2戸以上 (集合住宅等は1戸とみなす)	区算定工事費の3/4以内	区の受託施工
		環境まちづくり部 道路公園課	(5211)4240	
中央	私道排水	改修 経年劣化等により、路面舗装の状態が悪い私道の助成を行います。 幅員1.2m以上で公道間を連絡する私道等。詳しくはお問い合わせ下さい。	区算定工事費の全額または90%	区の受託施工
		環境土木部 道路課 道路保全係	(3546)5430	
港	私道排水	新設 改修 起点又は終点が公道又は他の私道に接続	区算定工事費の全額	区の受託施工
		各地区総合支所 まちづくり課	芝地区(3578)2032、麻布地区(6441)0432、赤坂地区(6812)9550、高輪地区(5422)7941、芝浦港南地区(6400)0032	
新宿	私道排水	改修 幅員1.5m以上、2戸以上、排水系統の統合、公共下水道への接続	区算定工事費の8/10	
		みどり土木部 道路課 工事調整係	(5273)3579	
文京	私道排水	改築 幅員1.2m以上、2戸以上	区算定工事費の3/4以内	区の受託施工
		土木部 道路課 整備工事担当	(5803) 1249	
台東	私道排水	新設 改築 幅員2.0m以上で両端又は一端が公道に接道している場合	区算定工事費の9/10以内	区の受託施工
		都市づくり部 土木課 設計担当	(5246)1313	
墨田	私道排水	新設 幅員1.2m以上、5戸以上 改修 幅員1.2m以上（2戸以上） つまり 解消 幅員1.2m以上（2戸以上）	区算定工事費の9.5/10以内 過去に助成を受けている場合は20年を経過していること 区算定工事費の9.5/10以内	
		都市整備部 都市整備課 細街路対策担当	(5608)6292	
江東	私道排水	新設 幅員1.5m以上、5戸以上、告示後3年以内 補修 幅員1.5m以上、5戸以上 清掃 補修 幅員1.5m以上、5戸以上	区算定工事費の9/10以内 区算定工事費の9/10以内 区算定工事費の9/10以内	過去20年以内に助成を受けていないこと 5年に一度限り
		土木部 道路課 工務係	(3647)9664	
品川	私道排水	新設 改修 幅員1.2m以上 新設 改修 幅員2.5m以上	工事に要する費用の9/10 工事に要する費用の全額	起点または終点が公道等に接続している私道。 行き止まりの私道は2戸以上。 改修は、柵の上部改修。
		都市環境部 建築課 細街路担当	(5742)9173	
目黒	私道排水	新設 幅員1.5m以上、2戸以上、告示後3年以内 改修 幅員1.5m以上、2戸以上	区算定工事費の9/10以内	
		都市整備部 道路公園課 補修設計係	(5722)9774	
大田※	私道排水	新設 2戸以上、告示後3年以内 改修 2戸以上	条例施行規則で定める額とする。ただし、排水設備の工事に要した費用が規則で定める助成金の額に満たないときは、当該費用の額（全額）とする。	過去に助成を受けている場合は、前回助成からおおむね10年経過していること。
		まちづくり推進部 建築調整課 地域道路整備担当	(5744)1308	

区名	対象	主な条件 問い合わせ先		助成額	特記事項
				電話番号	内線
世田谷	水洗化	・東京都の助成を受けたもの ・区内に住所を有し、生活保護を受けているもの ・下水道法第2条第8号に規定する処理区域内における家屋の所有者又は改造について所有者の同意ある家屋の使用者		13万円以内	総工事費のうち 都助成額を超える分
		保健福祉政策部 生活福祉課 生活福祉担当 (5432)2933			
		私道排水 新設	幅員1.2m以上、2戸以上、 告示後3年以内	区算定工事費の9/10以内	
渋谷	私道排水	土木部 豪雨対策・下水道整備課 豪雨対策担当 (6432)7963			
		新設 改築	幅員1.5m以上、2戸以上	区算定工事費の全額	
渋谷 土木部 道路課 狹あい道路整備係 (3463)2847					
中野	私道排水	新設	幅員1.2 m以上、2戸以上、前回の助成から15年以上30年未満 幅員1.2 m以上、2戸以上、新規の助成又は前回の助成から30年以上	区算定工事費の72/100 区算定工事費の90/100	私道の寄付を前提とした場合は100%助成。※寄付が完了しなかった場合は72ないし90%助成。
		改築			
		都市基盤部 道路建設課 道路維持係 (3228)5743			
杉並	私道排水	新設	幅員1.2m以上、2戸以上、 告示後3年以内	区算定工事費の全額	新設に関しては、くみ取り便所を水洗便所に改造する場合に限る。
			幅員1.2m以上、2戸以上、 告示後3年超	区算定工事費の90%	
		改築	幅員1.2m以上、2戸以上	区算定工事費の90%	
杉並土木事務所 私道整備担当 (3312)2111 内4634					
豊島	私道排水	新設	①一般交通の用に供されている私道であること ②私道の所有者及び整備について権限を有するものが申請者であること ③老朽化している施設で、著しく破損していること	工事費用の90%以内	
		改修			
		都市整備部 道路整備課 (3981)4878			
北	私道排水	新設	①幅員1.5m以上、3戸以上 ②公道に接道していること ③建築基準法第42条第2項道路、同法第42条第1項第3号、第5号の道路であること	区算定工事費の9/10	区の受託施工
		改修			
		土木部 道路公園課 道路係 (3908)9265			
荒川	私道排水	新設	幅員1.2m以上、4棟以上	区算定工事費の9/10以内	区の受託施工
		防災都市づくり部 土木管理課 維持みどり係 (3802)3111 内2737			
板橋	私道排水	新設	幅員1.5m以上、告示後3年以内	区算定工事費の全額	
		改築	幅員1.5m以上	区算定工事費の全額	
		土木部 土木計画・交通安全課 交通安全・啓発助成係 (3579)2297			
練馬	私道排水	新設	幅員1.2m以上、2戸以上、 告示後3年以内	区算定工事費の90%	
		改築	幅員1.2m以上、2戸以上	区算定工事費の50%	
		土木部 計画課 総合治水係 (5984)2074			
足立	私道排水	新設	幅員1.2m以上、2戸以上 新設は告示後3年以内	道路の両端が公道に接しているものは95%	道路の一端が公道又は幅員1.2m以上の私道に接しているものの90%
		改築			
		都市建設部 道路公園整備室 道路公園管理課 助成担当 (3880)5012			
葛飾	水洗化	都の水洗便所の助成を受けた方のうち、都査定工事費が助成額を超える方		5万円以内	都査定工事費のうち 都助成額を超える分
		新設	幅員1.2m以上、2戸以上 新設は告示後3年以内	区算定工事費の90% 通り抜けできる私道は95%	過去に助成を受けている場合は20年を経過していること
		都市整備部 住環境整備課 開発指導係 (5654)8349			
江戸川	私道排水	新設	幅員1.2m以上、2戸以上	区算定工事費の9/10以内	
		改築			
江戸川 土木部 保全課 事業調整係 (5662)1930					

※大田区：1路線全体整備から、東京都下水道局の審査に合格したものであれば分割整備を認める。